

特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民自らが行う地域づくり活動の振興を図るため、周南市の各地区コミュニティ団体が実施する地域課題の解消に結びつく個性あるふるさとづくり事業に対し、その経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条の規定するふるさとづくり事業とは、おおむね次のようなものをいう。

- (1) 地区ふるさと創生事業として、既に継続的に活動しているもの。
- (2) 歴史、伝統、文化、産業等の特色を生かし、地域のイメージアップが図れる活動で、継続できるもの。
- (3) その他地域課題の解決を図り、地域の活性化につながるもの。

(助成金の交付対象)

第3条 この要綱により助成金の交付を受ける対象は、周南市コミュニティ推進連絡協議会に属する団体（以下「団体」という。）とする。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第2条に掲げたふるさとづくり事業とする。

2 助成事業について国又は地方公共団体及びこれらの外郭団体から、補助、助成又は委託を受ける場合は、前項の規定にかかわらず助成対象外とする。

3 毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間において実施する事業であること。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、助成事業の実施に直接要するものとする。ただし、懇親会費その他助成事業の実施にかかる直接経費と認められない経費は、対象外とする。

(助成率)

第6条 助成率は、助成対象経費の2分の1以内とする。

(助成金の額の総額)

第7条 助成金の額は、1事業10万円を上限とし、総額は予算の範囲内とする。

(助成金の交付基準)

第8条 助成金は最大2年間継続することができる。

2 助成金を2年間に渡り、受けようとする団体にあつては、初年度に2年分の事業計画書を提出するものとし、年度ごとに助成金交付手続きをしなければならない。

(助成の制限)

第9条 同一事業への助成は、原則として、1回限りとする。

2 団体は、2つ以上の助成事業を同一年度内に申請できないものとする。

(助成金の交付申請)

第 10 条 団体は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が別に定める期日までに、様式第 1 号による助成金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の書類を提出した申請団体は、あらかじめ理事長が通知した日時に事業計画に関する説明を行わなければならない。

(助成金の交付決定)

第 11 条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の交付決定を行い、様式第 2 号による助成金交付決定通知書により団体に通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更承認申請)

第 12 条 団体は、助成事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第 3 号による変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、助成目的の達成に支障を来すことのない事業計画の一部の変更とする。軽微な経費の変更は、助成事業の経費総額の 20%以内の変更をいう。ただし、助成金の額に変更が生じる場合は、この限りではない。

3 理事長は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

(事業計画の中止(廃止)の届出)

第 13 条 団体は、助成事業を中止(廃止)しようとするときは、あらかじめ様式第 4 号による助成事業中止(廃止)届出書を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 団体は、助成事業が完了したときは、その日から 20 日を経過した日又は当該会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 5 号による助成事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第 15 条 理事長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を様式第 6 号による助成金確定通知書により助成対象団体に通知し、助成金を交付するものとする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、事業の円滑な遂行を確保する上で必要があると認めるときは、第 10 条の規定にかかる金額の範囲内で、概算払いにより助成金を交付することができる。

(助成金の請求)

第 16 条 団体は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第 7 号による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の経理等)

第 17 条 団体は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、

かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第18条 理事長は、団体が次の各号の一に該当するときは、助成金額の確定の有無にかかわらず、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付に際して付された条件に違反したとき。
- (3) 助成事業の執行方法が不相当と認められたとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行する。